

論文

ロシアにおける民事¹確定判決の再審理（裁判の蒸し返し） —再審の利用拡大に焦点を当てて—

伊藤 知義

はじめに

I はじめに

確定した判決が後に取り消されるケースがロシアにおいて多いことが、欧州人権裁判所などからの批判に晒されている。欧州人権裁判所でこれまで議論の中心となってきたのは監督審と呼ばれる独特の審級である。監督審制度をめぐる申立てが法的安定性の観点から欧州人権裁判所でどのように取り扱われてきたのかについては、杉浦一孝の一連の業績をはじめとして、すでに日本において一定の研究が積み重ねられてきた²。

筆者は、欧州人権裁判所からの批判を受けたロシアにおいて、監督審制度がどのように変化したか、西欧法に倣うことにより確定判決の既判力を否定する仕組みが果たしてロシア法から消えたのか、という点について、かつて簡単に検討したことがある³。その主なポイントは、民事・経済訴訟において、1) 監督審の機能に一定の制限を設けながらも、これまでの監督審の機能の大部分を名前を変えて破棄審として温存していること、2) 監督審、破棄審同様、確定判決を再審理する制度である再審（日本法の再審と同じ趣旨の制度）の適用範囲を広げて裁判のやり直しをし易くしようとしていること、の2つである。本稿は、そのうちの後者の問題について、より広い視点から捉え直し、確定判決の再審理（蒸し返し）に関するロシア法の動きを実務の状況も踏まえながら紹介し、若干の分析をするものである。

II 経済訴訟法における再審の位置づけ

経済訴訟法においては、第6編「判決の再審理⁴」の下に、第34章「控訴審」、第35章「破棄審」、第36章「監督審」、第37章「再審⁵」の4つの審級が規定されている。このうち、控訴審は、未確定判決に対する再審理手続である（257条1項）のに対し、破棄審、監督審、再審の審理対象は、確定判決である（273条1項、292条1項、309条1項）。確定判決の再審理手続に3種類もの審級が用意されているという点が特徴的である。そのうちの1つが再審手続である。

再審事由には種々のものが含まれるが、日本法でいう新判例または判例変更（新解釈、解釈変更と言ってもよい）もその1つを構成する。本稿では、この再審事由を検討対象とする。

これに関する経済訴訟法311条によれば、再審事由となるのは、新たな事情または新たに発見

された事情であり、新たな事情の1つとして、3項5号は、以下のように定める⁶。

「ロシア連邦最高経済裁判所総会決定またはロシア連邦最高経済裁判所幹部会判決⁷において、法規の適用実務が決定または変更されたこと。ただし、ロシア連邦最高経済裁判所の当該決定・判決において、この理由による確定判決の再審理が可能である旨が言及されている場合に限る」。

すなわち、ある問題について新判例が出て、あるいは判例が変更され、その判例の中に当該判例が再審事由になるとの文言がある場合に、新判例または判例変更が再審事由になる、という意味である。

この再審事由は、2008年2月14日の最高経済裁判所総会決定⁸および憲法裁判所の2010年1月21日判決⁹を受けて、2010年12月に新たに追加されたものである。

III 2010年1月21日憲法裁判所判決

憲法裁判所で争われたのは、以下のような事件であった。

電気料金の取りすぎ分につき、不当利得に基づく金銭支払いを被告に命ずる各判決が2006年から翌年にかけて確定した後、被告から、監督審の申立てがあった。幹部会への監督手続のための事件送付を299条3項に基づき最高経済裁判所合議体裁判官は退けた。ところで、上記各勝訴判決の根拠となった法律条文の解釈は、2007年5月29日、つまり判決確定後の最高経済裁判所幹部会判決が変更した。これは、電気料金の電圧について、行政規則より当事者の合意を優先する解釈を初めて示すものであった。これに従うと、当事者の合意で定められた金額の電気料金を受け取ることは、たとえ行政規則に反していても有効であり、被告は不当利得していなかったことになる。

他方で、2008年2月14日の最高経済裁判所総会決定5.1条は、次のような判断を示した。監督審で申立人が異議を申し立てた判決で、その根拠となった法律の適用実務が判決後に最高経済裁判所総会決定または最高経済裁判所幹部会判決（総会の法的立場に従って別の事件について監督手続で下されたものを含む）に定められたもの（および変更されたもの）は、経済訴訟法311条1項に従い、再審の訴えを提起することができる、と。つまり、新判例（解釈）または判例（解釈）変更（以下では、これをまとめて解釈変更と呼ぶ）が再審事由になると判断したのである。

そこで、2007年5月29日の解釈変更を受けて、最高経済裁判所は、2008年3月28日の判決で、被告は監督審申立て却下決定の副本を受け取ってから3ヵ月以内なら再審の申立てができると判断した。これに従い、被告は再審の申立てをし、被告敗訴判決を下した各経済裁判所は、被告の再審申立てを容れて再審を開始し、原告らの訴えは棄却された。原告らは、経済訴訟法311条1項、312条1項とそれに関する最高経済裁判所の解釈が不当に再審開始事由を拡大していること、また再審の訴えの出訴期限（再審事由の発見から3ヶ月）を徒過していることを理由に、憲法19条1項（裁判の前の平等）、45条1項（人権保障）、46条1項（裁判による権利保障）、47条1項（裁判を受ける権利）、55条3項（人権制限の例外性）等の憲法条項に違反した判決だとして、憲法裁判所に異議申立てをした。

憲法裁判所は、まず、以下のような一般論を述べる。「裁判に対する権利は、公正な裁判を前提とする。憲法および法律の優位（憲法4条2項、15条1項、2項）ならびに法律および裁判所

の前の平等（憲法19条1項）により、裁判所が統一的に憲法や法を適用する要請が生じる。公正な裁判により、人と市民の権利と自由を権力の恣意から守ることが保障される」。

当時の経済訴訟法311条には、解釈変更が再審事由になるとの明文の規定はなかった。しかし、憲法裁判所は、これが再審事由になることを認めた2008年最高経済裁判所決定の条項を合憲だと判断した。その理由は何か。

憲法裁判所によれば、当時の経済訴訟法の再審事由の中には、再審対象判決の原因となった判決が取り消されたこと（現行法3項1号）や、具体的事件で経済裁判所が適用した連邦法が憲法に反することがロシア連邦憲法裁判所判決で確認されたこと（現行法3項3号）が入っていた。ここから、同裁判所は、判決の基礎となった法規範が効力を失った場合に確定判決の再審が可能だという一般論を導き出す。解釈を法規範の一種と見て、かつての解釈・判例が効力を失ったことを「判決の基礎となった法規範が効力を失った場合」に含めて、これを、すなわち新たな解釈が出たことを再審事由としたのである。

このような憲法裁判所の立場に対しては、批判もある。

以下では、実務を含めてこの問題を詳細に分析しているチェルヌイシヨーフの論文¹⁰を論拠にこの問題を検討してみよう。

彼によれば、この立場の理論的・憲法的根拠となったのは、法律の遡及効に関する憲法の規定である。つまり、憲法裁判所は、解釈変更を法律の改正と同じように取り扱っている。しかし、彼によれば、理論的には、法の解釈と新法制定との間にはきわめて本質的な相違がある。解釈は法規範を形成するものではなく、存在する規範の内容をはっきりさせるものである。解釈は、何ら新しいものを作り出しはせず、すでに長らく施行されている規範の意味を明らかにするだけである。解釈の遡及効というものを論じることはおそらくできず、この問題に関する憲法裁判所の論理は、法適用実務にとってきわめて有害で危険である、と彼は言う¹¹。

また、彼は、最高経済裁判所が立法者のように行動することを憲法裁判所は許すようだ、という。なぜなら、憲法に反しない限り立法者は法律に遡及効を与えることができるのだから、解釈に遡及効を与えることができる最高経済裁判所は立法者と同じ地位に立つことになるからである。そして、そのような憲法裁判所の立場は、権力分立に反するものであり、非常に危険な道だとする。憲法裁判所は、おそらくこの問題を予見していたのに、権力分立原則に合致しているかどうかについての評価を避けている、とも批判する¹²。

チェルヌイシヨーフは、引き続き批判する。少なくとも、連邦法も憲法も、最高経済裁判所幹部会・幹部会に対し、法規範を制定する権限は与えていない。その限りでは、権力分立原則は憲法の重要な原理として存在する。ただし、この権力分立というテーゼが実務上重要な意味を持っているとは到底言えない。というのは、多くの場合、立法と法解釈とを区別するのはきわめて難しいからである。それは、しばしば、最高審裁判所の過度に積極的な活動によってではなく、きわめて具体性を欠く法規、その内容を確定することが全くできない法規によって生じている。例えば、民法10条（権利濫用禁止、信義則）は権利濫用概念を全く明らかにしておらず、この権利侵害の形態をいくつか列挙しているだけである。これとの関連で、権利侵害概念を与え、あるいは権利濫用の具体的効果を定める裁判所が、法を解釈しているのか、あるいは法を作り出してい

るのかを判断するのは難しい¹³、という。

そこで、チェルヌイシヨーフは、裁判所が事実上の立法活動をするのではないという観点からの説明を試みる。

例えば、法律行為は、その行為の時から無効であり、従って、再審の対象となるべき判決を言い渡した経済裁判所が当該事件を審理した時点で、無効であった。しかし、その法律行為が無効だと確認されたのは、以前に審理された事件に関する判決が言い渡された後である。それゆえ、法律行為が無効と確認されたという事実は、以前の事件にとって新たな事情となることが正当化される。これと類似した理由付けにより、以下のことを正当化できる。つまり、解釈変更も、以前審理された事件にとっては新たな事情である。最高経済裁判所の幹部会・総会は、法規範を作るのではなく、すでに存在する規範の解釈を通じてその実際の意味を明らかにするだけだという立場から出発するならば、その意味（既存の法規範の本当の意味、正しい解釈）は、再審対象たる判決の言渡し時には存在していた。ただし、その意味は、当該判決言渡し後に明らかになった。それゆえ、解釈変更という再審事由を新たな事情と呼ぶことが正当化される¹⁴。これは、経済訴訟法311条3条2項を手がかりに解釈変更が再審事由となると説明するものである。

この憲法裁判所判決では、別の理由も挙げられている。2004年5月27日の憲法裁判所判決¹⁵によると、経済訴訟法311条6項（現行法同条3項3号）は、ある規範を違憲だとする憲法裁判所判決が出る前にその規範に基づいて下された経済裁判所判決（ただし、全て執行済みのものは除く）の再審を妨げるものではない、とされていた。つまり、合憲とされていた法律に基づいて出された経済裁判所の判決が出た後にその法律が違憲とされた場合に、その違憲の効果を遡及させて、確定判決を見直してよい、という判断を憲法裁判所はすでに示していたのである。また、2008年11月11日の憲法裁判所判決¹⁶により、ある規範に関する違憲の解釈に基づいて下された判決の事後的再審理が認められている。つまり、憲法裁判所自身が、自己の解釈変更を再審理事由とすること、言い換えると、自己の解釈変更を遡及適用することを認めてきたのである。

それゆえ、憲法裁判所によれば、具体的事件において適用された規範に対して、後に憲法裁判所が与えた意味と異なる意味が与えられていた場合に、その規範に基づいて下された判決を各経済裁判所は再審を含む手続によって再審理しなければならない（これは最高経済裁判所だけではなく各下級審経済裁判所も再審の手続を開始できるということを意味する。この点については、後に改めて論じる）。従って、2008年2月14日の最高経済裁判所総会決定14号に示された経済訴訟法311条の解釈は、憲法裁判所判決の法的効力に対する憲法裁判所の上記の法的立場に一致しているといえる。

以上が、憲法裁判所が解釈変更を再審事由として認める理由である。

しかし、確定判決の再審理を安易に認めることは、法的安定性を害する。憲法裁判所もこう述べる。「法的安定性は法の支配の原則として重要であり、これを軽視すると、法の解釈や適用が多義的になり、法適用が無制限に恣意的になり、憲法の定める原則にも反することになる。法規範の統一的な理解および解釈を全ての法適用機関が行わなければ、憲法上の原則は実現できない」。法的安定性を確保するために、憲法裁判所は、再審が認められる場合をこの判決により、

次のように限定した。

2008年2月14日の最高経済裁判所総会決定に示された手続の範囲内で、裁判実務の統一のための法解釈に遡及効を与えることは、それについての特別の指示〔類似の事実状況を伴う事例に対し遡及効を持つことに関する指示〕が〔当該判決・決定中に〕ある場合にのみ許される。その指示は、最高経済裁判所によって、明確な方式に基づき、明瞭に多義性を廃して与えられなければならない。そのような判決・決定に遡及効の有無についての指示がなければ、最高経済裁判所の当該判決・決定の性質や効果について各裁判所がばらばらに評価することになりかねない。それは法的安定性に反し、最終的には法と裁判所の前での平等という憲法上の原則を侵害することになる。それゆえ、2008年2月14日の最高経済裁判所総会決定が示した再審を開始するためには、その解釈に遡及効があるのかどうかについての明確な指示が当該判決・決定中にあることが必要である。

これは、最高経済裁判所総会決定にはない再審要件を新たに追加するものである（ちなみに、ここで言われている「法的安定性」は、確定判決を前提として形成された法律関係を後にひっくり返すことのないようにすべき、というよりは、各下級裁判所がてんでばらばらに判断を示すことのないように、という意味のようにも取れる。つまり、最高経済裁判所の判断に統一的に従うのであれば、前者の意味での法的安定性はあまり考慮しなくてもいいかのようにも読める。ということは、これを裁判統制の一種と評価することも可能かもしれない）。

ほかにも、憲法裁判所は、解釈変更を再審事由とすることができない場合について言及している。

1つは、憲法が明確に法の不遡及を定めている場合である。「責任を問い、または加重する法律は遡及効を持たない」とするロシア憲法54条1項に従い、憲法裁判所は、行政責任を問われた者あるいは問われている者の立場を悪化させるような形で最高経済裁判所総会決定や幹部会判決に遡及効を与えることはできない、とする。同様に、「新たな税を定めまたは納税者の地位を不利にする法律は遡及効を持たない」とする憲法57条に基づき、法律だけでなくそのような解釈も遡及効を与えられないとする¹⁷。

さらに、自然人や法人が国家との間で一定の利益を得ることを認める判決についても、司法の誤りを正さなければそれによる損害を填補できないような場合を除き、その確定判決を覆すことは許されない、として過去の自己の判決¹⁸を引用している。また、平等および公正さという憲法上の原則、法的安定性および遡及効の限界から言って、経済訴訟法311条については、最高経済裁判所の解釈が遡及効を有するか否かは、係争の法律関係の性質によって変わると考えざるを得ない、とも述べる。そして、いかなる場合であっても、公法関係における従属的（弱い）当事者の地位を不利にするような解釈には遡及効は認められない、という。憲法19条1項（法の前の平等）、2項（差別の禁止）、46条（裁判による保護）、54条1項（遡及効の禁止）、55条3項（権利制限の例外性）に反するからである。これは、上述の憲法の規定に基づく遡及禁止の範囲を公法関係一般に拡大したものとも見ることができる。

これは、逆から見ると、当事者の地位を有利にするような解釈に遡及効が認められることに問題はない、という考えに繋がる。憲法裁判所は言う。

判決を取り消さないと憲法的意義を持つ権利や利益を回復し保護することができないような場合、納税の義務、行政法上の責任その他公法上の責任を負う者の地位が新たな解釈により有利になる場合、また、不特定の範囲の人々や明らかに弱い立場にある人々の、本質的には公法的な利益を保護することになる場合には、例外的に民事事件についても、すでに確定した判決を後に形成された解釈に基づいて再審の対象とすることは排除されない。

解釈変更を再審事由とするということは、解釈変更により遡及効を持たせることである。上記の憲法裁判所の立場は、解釈変更が遡及効を持つ場合を例外的ながらもかなり広く認めるものである。その主な要件は、①解釈変更をした経済裁判所の判決・決定中にそれが遡及効を持つことを明言していること、②公法関係またはこれに準じる関係上の弱い当事者の地位を不利益に変更しないこと、という形にまとめることができる。2008年2月14日の最高経済裁判所総会決定5.1条は、解釈変更が再審事由になることについてこれを一般的に認めるものであるが、上記憲法裁判所判決は、この決定にはない要件を課し、解釈変更の遡及適用を一定限度制限している。

しかし、一定限度制限しているとは言え、最高審裁判所の法律解釈が変更されたことが再審事由になるというのは、日本的な意味での法的安定性を害する可能性が高い。本件で具体的に問題になったのは、電力会社が電気料金を取り過ぎたので過払い分を顧客に返還せよという確定判決が再審で取り消されたというものだが、これは明らかに顧客の地位を不利益に変更している。原審裁判で勝訴した当事者にとっては、再審で判決が取り消されれば、当然不利益を被る。これは、憲法裁判所の論理によれば、「公法関係またはこれに準じる関係上の弱い当事者の地位を不利益に変更」するわけではないから認められるのであろうが、どれだけ説得力があるのか。金銭上の争いなど、公法的要素が弱い民事上の紛争において、確定判決の蒸し返しが幅広く認められる危険性が高い。手続法に従っていったんは確定した判決であっても、実体的・客観的な正義に反するものは取り消すべきだという、実体的（客観的）真実主義の発想がその背景にあるように思われる¹⁹。

なお、ロシア憲法裁判所は、以上の立場が、例外的な状況においてのみではあるが確定判決の取消しを認める欧州人権裁判所の立場と同じだと主張している。

解釈変更が再審事由となるかどうかについて、以上のように、憲法裁判所が最高経済裁判所の定めた要件に変更を加えている。これは、憲法裁判所による最高経済裁判所に対する裁判統制の1つの形ということができるだろう。だが、上記2つの主要件のほかにも、憲法裁判所が最高経済裁判所の定めた規律を変更した点がある。

第1に、2008年2月14日最高経済裁判所総会決定5.1条によれば、解釈変更は、最高経済裁判所に対し監督審への異議申立てができない事件については、再審事由とはならない。しかし、憲法裁判所は、解釈変更による再審の申立ては経済訴訟法312条の定める期限（再審事由が明らかになってから原則3ヶ月、正当な徒過事由がある場合でも6ヶ月）内に提起しなければならない

としている。これは、最高経済裁判所に対する監督審への異議申立て可能性が尽くされていない場合に限り、解釈変更による再審の申立てが認められる、という最高経済裁判所の解釈が、実際には適用されるべきでないことを憲法裁判所が認めたことを意味する、という²⁰。

また、解釈が再審事由となるかどうかの判断は、最高経済裁判所合議体だけができた。つまり、下級審は解釈変更を理由とする再審の決定はできないはずだった。そのおかげで、総会が生み出す判例変更に基づく再審事由は例外的な地位を占め、幹部会への再審事件送致の是非を決める3人の最高経済裁判所裁判官は、経済訴訟法に定めのない新しい権限を取得したことになる。しかし、2010年1月21日憲法裁判所判決は、この問題の法的規律を大きく変更した。既述のように、解釈変更による再審は、最高経済裁判所の合議体の決定においてだけでなく、判決を言い渡した下級審経済裁判所に直接再審の申立をすることによっても可能となった。言い換えれば、憲法裁判所は、再審事由の存否を判断する排他的権限を最高経済裁判所から奪った。以前は、最高経済裁判所の合議体の決定に再審についての言及がなければ再審はできなかったのに対し、憲法裁判所は、そのような言及がない場合にも再審を可能としたからである²¹。

チュルヌイショーフは、憲法裁判所が2008年2月14日最高経済裁判所総会決定の規律内容を多くの点で変更していることを理由に、事実上この2008年決定を違憲だと憲法裁判所が認めていると評価している。それにもかかわらず、自己の判決主文において、憲法裁判所は、経済訴訟法311条、312条の規定を上記決定5.1条の立場で解釈することを合憲だと認めており、このようなアプローチはきわめて不可解である、と批判する。彼の推論によれば、なぜ憲法裁判所がそのようにしたかということ、憲法裁判所は何らかの理由で最高経済裁判所の決定のたとえ一部でも明確に違憲だと認めなくなかったということであろう、という。その部分を違憲とした上で残部だけを合憲だとするのは難しく、また、一部だけでも違憲としたら、本件をめぐる実務が混乱しただろうと言う。新たな規律を制定することは憲法裁判所には許されず、それゆえ、憲法裁判所は形式的にはそれを避け、最高経済裁判所が導入した規律を解釈するだけに決めたのだが、憲法裁判所は、事実上、解釈変更に関連する再審という代用システムを作り出し〔下線、原文〕施行した。彼によれば、憲法裁判所はここで自己の権限を逸脱している、とされる²²。

IV 解釈変更に基づく再審の実務

この憲法裁判所判決以降、解釈変更に基づく再審の実務は、憲法裁判所の解釈を考慮して形成されるようになったが、以下のようないくつかの問題を生んでいる。

1. どの裁判所が再審開始決定をできるか

各下級審経済裁判所に再審を申し立てることができるという憲法裁判所の判断について、各経済裁判所は、自分たちを拘束する憲法裁判所の解釈にはあまり従っていない。その限りでは、憲法裁判所による裁判統制は十分には機能していない。例えば、2010年7月1日付けヴォルゴ・ヴァツク管区経済裁判所判決²³は、破棄申立人が監督審への異議申立てを最高経済裁判所に対して行っていないことを理由に、原審による再審申立て却下の判断を正当だとしている。解釈変更による再審は、最高経済裁判所の合議体の決定の中でその可能性が明示されている場合に限り

可能だというのである。同様の判断は他にもなされているという²⁴。憲法裁判所の判断に経済裁判所の下級審が従っていないということであり、裁判統制の見地から興味深い。

2. 遡及効への明確な言及がなされているかどうか

遡及効を持つのはそれが最高経済裁判所の判決中に明確に言及されている場合に限るという上記憲法裁判所の指示の見かけ上の明確さとは裏腹に、実務では、この指示を各経済裁判所があからさまに無視する事案が生じている。例えば、2011年9月9日の第15控訴経済裁判所判決²⁵は、遡及効についての言及が全くない2010年10月5日の最高経済裁判所判決の解釈を根拠に自らの判決の再審を行った第1審判決を維持している²⁶。

チェルヌイシヨーフによれば、2010年4月29日の最高経済裁判所の総会決定23号の2条を除き、上記憲法裁判所判決言渡し以降、2011年7月までの間に出された最高経済裁判所の決定・判決の中で、自己の解釈の遡及効について明示しているものは1つも知らないという²⁷。

最高経済裁判所幹部会は、様々な表現を用いてきた。自己の法解釈に対し間違いなく遡及効を与えていない表現を幹部会が用いたケースもある。例えば、2010年6月29日の判決²⁸は、以下のように述べる。「最高経済裁判所幹部会の本判決に含まれる法解釈は一般的拘束力を持ち、本決定言渡しの後に（下線、伊藤）各経済裁判所に受理された類似の事件を審理する際に適用されなければならない」（この表現は、最高経済裁判所幹部会の決定に遡及効を認めないことを意味すると下級審では画一的に解釈されている）。しかし、一般的には、「本決定言渡しの後に」という限定なしに「最高経済裁判所幹部会の本決定に含まれる法解釈は一般的拘束力を持ち、各経済裁判所が類似の事件を審理する際に適用されなければならない」という表現がもっとも広く用いられている。これが解釈に遡及効を与えたことを意味するのかが裁判実務においては争われている。チェルヌイシヨーフによれば、この表現を文字通りに解釈すれば、遡及効を与えてはいないと理解すべきである、という。「各経済裁判所が類似の事件を審理する際に適用されなければならない」という表現のうち、「審理する際に適用」するという部分は、すでに審理に入っている事件に関係あるはずはなく、当該解釈が将来においてのみ拘束力を持つことを意味しているからだという²⁹。

各管区経済裁判所の実務においては、この問題に対して相異なる2つの態度が見られる。

1つは、上記の伝統的な、よく使われる表現は、解釈に遡及効を与えたものだとする立場である。例えば、2010年4月6日の最高経済裁判所幹部会判決³⁰は上記の表現を有するが、これを根拠に同年6月10日のモスクワ管区経済裁判所判決³¹は、自らが2009年8月4日に下した判決を再審手続により取り消した。同じ最高経済裁判所幹部会判決に基づき、2010年11月3日のモスクワ管区経済裁判所判決³²は、再審手続により自己の判決を取り消した第10控訴審経済裁判所の判決を維持している。ほかにも、この文言を使った最高経済裁判所幹部会判決を根拠に、下級審が再審決定をした例がいくつもあるという³³。

他方で、上記の表現は最高経済裁判所の解釈に遡及効を与えたものではないと解釈する下級審もある。例えば、モスクワ管区経済裁判所は、2011年2月4日の判決³⁴において、モスクワ市経済裁判所および第9控訴審経済裁判所の判断を支持した。これらの判決は、2010年5月25日の最

高経済裁判所幹部会判決³⁵が遡及効に言及していないことを理由に、これは経済訴訟法311条にいう解釈変更に基づく再審事由には当たらないとして、この判決を引き合いにしてモスクワ市経済裁判所判決の再審を求めた訴えを退けたものである。ほかにも同様の判決がある³⁶。

最高経済裁判所幹部会もこの問題について見解を表明している。セヴェロ・ザパド管区経済裁判所は、2010年4月27日の最高経済裁判所幹部会判決³⁷が示した解釈と関連して、2010年7月28日の判決により、2010年5月5日の自己の判決を再審手続に乗せた。この最高経済裁判所幹部会判決には、伝統的な表現「最高経済裁判所幹部会の本決定に含まれる法解釈は一般的拘束力を持ち、各経済裁判所が類似の事件を審理する際に適用されなければならない」が用いられていた。この2010年7月28日のセヴェロ・ザパド管区経済裁判所判決を2011年2月8日最高経済裁判所幹部会判決³⁸は、取り消した。その際、幹部会は、2010年4月27日の最高経済裁判所幹部会判決には、その解釈が遡及効を持つことについての明確な文言がないことを理由に挙げている。つまり、最高経済裁判所幹部会は、この時点では、上記の伝統的な表現は解釈に遡及効を与えるものではない、と理解していたということである³⁹。

しかし、この判決は、各管区経済裁判所の実務を指導するものとなっていなかった。上記の表現が解釈に遡及効を与えたものとする解釈は、これを明確に否定した2011年2月8日の最高経済裁判所幹部会判決以降も続いていた。例えば、2011年3月30日モスクワ管区経済裁判所判決⁴⁰は、自らの判決を再審によって取り消した第9控訴審経済裁判所判決に対する破棄申立てを審理する際に、上記の伝統的な表現が解釈に遡及効を与えたものと見ることができると述べている。本件で再審事由とされたのは、2010年4月20日⁴¹および2010年5月25日⁴²の最高経済裁判所幹部会判決で確認された解釈であった。破棄申立人は、上記の憲法裁判所判決を引用して、まさに上記最高経済裁判所幹部会判決中に、幹部会の解釈に遡及効を与えるとの判断が示されていないことを理由に、これを無視して自らの判決を再審によって取り消した第9控訴審経済裁判所判決のような裁判はできないと主張した。しかし、モスクワ管区経済裁判所は、最高経済裁判所の法的判断が各経済裁判所の法適用に対し拘束力を持っているということは、実際のところ、そのような解釈に遡及効があることを示しているのであり、再審事由になるとの結論に達した⁴³。

ポヴォルジェ管区経済裁判所も2011年4月13日の判決⁴⁴において、2010年12月9日の最高経済裁判所幹部会判決⁴⁵を根拠に、銀行が同管区経済裁判所の判決の再審申立てをしたのに対し、再審を認めた。原告は憲法裁判所に従い、2010年12月9日最高経済裁判所幹部会判決が遡及効に言及していないことを理由に、この判決は再審事由とはならないと主張したが、同管区経済裁判所は、これは根拠がないとした。なぜなら、「最高経済裁判所幹部会の本決定に含まれる法解釈は一般的拘束力を持ち、各経済裁判所が類似の事件を審理する際に適用されなければならない」からである。このような立場は、さまざまな管区経済裁判所の法実務において広く適用されている。このように最高経済裁判所が明確に表明した立場を各管区経済裁判所は受け入れておらず、伝統的な表現が解釈に遡及効を与えたものだと理解し続けている⁴⁶。

チェルヌイショーフは、これは驚くべきことではないという。なぜなら、幹部会の提案は、この問題について統一的に形成されてきた実務を根本的に変えることを目的としたものであるからである。それには無理があったということだろう。彼は、各管区経済裁判所が蓄積されてきた統

一性を守ってきたことは賢い行動だと評価する。もし、伝統的表現に遡及効を認めないという最高経済裁判所幹部会の上記の立場が実務で受け入れられていたら、伝統的表現を含む最高経済裁判所幹部会判決の解釈変更に基づく再審によってほかの判決を取り消した判決が、全て再審の対象とされるべきだということになっただろうと推測する。再審判決のさらなる再審ということになる。客観的な理由がおそらくあって統一的に形成されてきた裁判実務は、それ自体、最高経済裁判所幹部会はもっと尊重すべきであるという⁴⁷。チェルヌイショーフの立場は、最高経済裁判所の指導に下級審が従わなかったことをむしろ肯定的に捉えるものである。上からの指示よりも、客観的な理由により統一的に形成されてきた裁判実務を重視することになる。裁判統制が一部ながらも機能していない実態、あるいは機能すべきでないという考えを肯定しているかのようである。

チェルヌイショーフは、そもそも最高経済裁判所幹部会の態度が曖昧であると批判する。上記の伝統的表現は、解釈に遡及効を与えたかどうかを明確に示しているとは言えないからである。彼の言う通り、幹部会が自らの判決内で遡及効を与えるかどうかを明示するのは簡単なことであろう⁴⁸。

遡及効の付与を明示した例として、チェルヌイショーフは2010年4月29日の最高経済裁判所総会決定23号⁴⁹の第2条を挙げる。本決定は、2010年4月29日〔同日〕付けの「所有権その他の物権の保護に関する紛争の処理について」の最高経済裁判所総会・最高裁判所総会共同決定に基づき、「所有権その他の物権の保護に関する紛争の処理について」の1998年2月25日最高経済裁判所総会決定8号を失効させたものであり、こう述べる。上記共同決定により規定された法令解釈の原則は、「確定判決の再審の際の経済訴訟法の適用に関する」2007年3月12日決定〔を修正した2008年2月14日決定〕5.1条の定める手続によって再審事由となる、と。チェルヌイショーフは、もし、このような表現が幹部会判決に入っていたなら、解釈に遡及効があるか否かの問題は生じなかつただろうという⁵⁰。

だが、下級審の動向は、必ずしも彼の想定通りではない。例えば、ヴォルゴ・ヴァーツク管区経済裁判所は、2011年6月22日判決⁵¹の中で、再審によって先行判決を取り消した地区裁判所と控訴裁判所の判決に対する異議申立てを、上記の共同決定を引用して、つまり、この共同決定に遡及効が与えられたものと解して維持した。他方で、ポヴォルジェ管区経済裁判所の2011年1月26日判決⁵²は、全く反対の結論を出している。上記の2010年4月29日最高経済裁判所総会決定には、解釈に遡及効を与える指示はないというのがその理由であった。下級審の解釈がまたしても割れている。しかし、チェルヌイショーフによれば、この後者の判決は全く間違っている。2010年総会決定の文言はどう見ても遡及効を与えた表現だからというのである。だが、下級審の一部は必ずしもそうは考えていないわけであり、最高経済裁判所幹部会がより明快な形で遡及効の有無を述べることは望ましい。そのような行動をとっていない最高経済裁判所幹部会には落ち度があり、自らの判決文の中に解釈に遡及効を与える明文を入れることを拒絶してきたことの理由は全く理解できない、とチェルヌイショーフは批判する⁵³。

最高経済裁判所は、2011年6月30日に「新たな事情および新たに発見された事情に基づく判決の再審の際の経済訴訟法の条項の適用に関する」総会決定⁵⁴を出した。これを出す以前は、上記

のように、最高経済裁判所幹部会の判決に含まれる「法解釈は一般的拘束力を持ち、各経済裁判所が類似の事件を審理する際に適用されなければならない」という表現が遡及効を与えたものと解釈した判決をいくつか出していた。他方で、上記2011年2月8日判決では、全く反対の立場を採り、上記の文言は解釈に遡及効を付与したものと見ることはできないと判断していた。ところが、この2011年2月8日の判決から5ヶ月後の2011年6月30日上記決定の11条7項において、最高経済裁判所はまた考えを変え、上記の文言は解釈に遡及効を付与したものと判断している。このように頻繁に法的立場が変更されては、解釈を統一するという課題を解決することはほとんどできない。このように最高経済裁判所の立場が揺れていることは、実務にとっては許容できず致命的である。言うまでもないことだが、そのような揺れにより、最高経済裁判所の法的立場は、安定性を失っており、法適用に関する膨大な数の問題を生んでいる。チェルヌイシヨーフはこのように批判する⁵⁵。

上記の2011年6月30日総会決定は、もう1つ、次のような問題を生み出した。同決定の11条2項は、次のように定めている。幹部会の解釈も総会の解釈も遡及効の付与が許されるのは、その決定中に遡及効について明確な指示がある場合だけである、と。そのような指示として決定が定めているのは、次の文言である。「各経済裁判所の確定判決で、本決定〔2011年6月30日決定〕に述べる解釈と異なって解釈された法規範に基づいて下されたものは、別段の障害がない限り、経済訴訟法311条3項5号に基づきこれを再審の対象とすることができる」。しかし、最高経済裁判所の総会のこの決定自体には、そのような文言はない。チェルヌイシヨーフによれば、この決定の条項自体に基づき、この決定に定められている全ての解釈は遡及効を持たず、2011年6月30日以降に言い渡された判決についてのみ適用されるということになる。そうすると、伝統的表現は遡及効を与えたものとは言えないとする判決が出された2011年2月8日から、逆に上記の文言は解釈に遡及効を付与したものとすると決定が出された2011年6月30日までの間は、「最高経済裁判所の決定に含まれる法解釈は一般的拘束力を持ち、各経済裁判所が類似の事件を審理する際に適用されなければならない」という表現は遡及効を与えたものとは言えないことになる。そして、2011年6月30日以降には、この表現は明確にその反対の意味を獲得することになる。しかし、そうすると、別の問題が生じる。なぜなら、同決定11条7項は、次のように定めているからである。「もし、本決定〔2011年6月30日決定〕公布以前に下された最高経済裁判所幹部会判決に上記の文言が含まれている場合には、解釈に遡及効を与えたこととみなす」。チェルヌイシヨーフは、この決定には、この決定自身が定めた遡及効に関する明確な指示、すなわち「各経済裁判所の確定判決で、本決定に述べる解釈と異なって解釈された法規範に基づいて下されたものは、別段の障害がない限り、経済訴訟法311条3項5号に基づきこれを再審の対象とすることができる」という文言がないのだから、決定に含まれる解釈は遡及効を持たないはずであり、この7項の規定は決定内容と矛盾する、と主張したいようである⁵⁶。そのような解釈も可能であるが、7項で明確な遡及効の規定を置いているのであるから、最高経済裁判所の立場としては、解釈変更の遡及効を広く認める、すなわち、解釈変更による再審を広く認める立場を採っていると見ることができるだろう。

3. 解釈変更または新たな解釈と言えるかどうか。

これは、再審の根拠とされた決定・判決をどのように解釈するかという問題である。

裁判所は、解釈変更による再審の申立てがあったときに、申立人が引用する最高経済裁判所の総会や幹部会の判決・決定の中に、法規範の解釈に関する新たな法的立場が含まれているかどうかを決めなければいけない。しかし、法令の解釈に関して本当に新たな判断がなされたのかどうかを判断するのは実務上難しい。もし、幹部会や総会が実務にとって何ら新しいことを言っていないのであれば、そのような決定は再審事由として利用することはできない。

その例として、2010年3月2日の第9控訴審経済裁判所判決⁵⁷を挙げることができる。この事件では、債務者は債権者に通知せずに住所を変更した。債権者は、債務者の旧住所に宛てて相殺の意思表示の通知を行ったが、この通知は債務者には届かなかった。債務者は、他の原因に基づく金銭債権の取り立てを求めて債権者を訴えた。これに対して債権者は相殺の申立てを裁判所に行ったが、裁判所はこれを認めなかった。債務者は相殺の意思表示を受領していないと考えたからである。ところで、同一当事者間の別訴を審理した際に、最高経済裁判所幹部会は、2010年11月16日判決⁵⁸でこう判断した。「債務者が債権者に対し住所変更について適切に知らせた証拠がない以上、債権者が既知の住所に対し相殺の通知をしたことは適正であり、債務者はその通知を受けたという事実が認定される。なぜなら、民法54条の趣旨に基づき、法人は、通知を受け取れるようにすべきときにそうしないなら、通知を受けられなかったことによるリスクを負うからである」。2010年12月21日の最高経済裁判所の合議体判決⁵⁹は、この2010年11月16日最高経済裁判所幹部会判決を根拠に、2010年3月2日第9控訴審経済裁判所判決の再審手続を再開することを認めた。これを受けて、第9控訴審経済裁判所は、自らが言い渡した2010年3月2日判決について、別訴に関する最高経済裁判所幹部会の判断がなされたことを理由に2011年3月4日に再審を行った⁶⁰。

チェルヌイシヨーフによれば、この別訴事件で、最高経済裁判所幹部会は法の適用について新たな、通常とは異なる判断は何ら示していない。そうすると、この判断は、解釈変更ではなく、再審事由とはならないはずである。彼によれば、本件および類似の事件において、各裁判所は、現実には、再審の名の下で自らの明らかな誤りを単に修正しているに過ぎない。これは、審級制の原則に反するものである。しかし、最高経済裁判所の合議体は、上記の例から明らかなように、下級審のこのような法実務を容認する傾向がある。それは、おそらく、監督審における判決適法性審査の作業から自らの同僚を解放するためである。だが、最高経済裁判所の承認の下で、再審制度が、判決を下した裁判所による判決適法性のチェック制度の代わりとなっているのは、余り望ましいことではない、と彼は述べる⁶¹。

4. なされた解釈変更の法的意味をどう理解するか

最高経済裁判所総会が導入した規範を適用する際に各経済裁判所が遭遇するもう1つの問題は、幹部会・総会が行った解釈変更の法的意味を決定するのが難しい場合が非常に多いということである。

例えば、セヴェル・ザパド管区経済裁判所は、自己の2010年5月5日判決を2010年7月28日に

再審⁶²によって取り消した。その根拠とされたのは、2010年4月27日の最高経済裁判所幹部会判決⁶³であった。管区経済裁判所の審理したこの事件では、原告は、サント・ペテルブルグ市経済裁判所およびレニングラード州経済裁判所に対し、臨時株主総会決議の無効確認を求める訴えを起こした。2つの決議が対象となった。1つは、企業長の期限前の権限停止決議およびこの企業長に契約解除に関する補償金を支払われるように企業長との労働契約を修正するという決議であった。サント・ペテルブルグ市経済裁判所およびレニングラード州経済裁判所は、請求を棄却した。これに対し上訴がなされ、第13控訴審経済裁判所は、第1審判決を維持した。セヴェル・ザパド管区経済裁判所の2010年5月5日判決は、第1審判決および控訴審判決を取り消し、第1の請求（企業長の権限に関する決議無効確認）については、控訴審に差戻し、第2の請求（企業長と株式会社との労働契約の修正）については請求を認容し、この問題に関する株主総会決議は無効と確認された。請求認容の理由は、以下のごとくであった。企業長との労働契約の期限前解除に対する補償金を支払うという労働契約の条項は、法律行為とは言えない。なぜなら、民事上の権利義務の発生、変更または消滅に向けられた行為ではないからである。従って、そのような契約条項を株主総会で承認することはできない。株主総会の権限外の問題だからである。労働契約の条項が法律行為を構成しないという論理は筆者には理解し難いが、ここではこれについては措いておく。

被告会社は、第2の請求を認容したセヴェル・ザパド管区経済裁判所の2010年5月5日判決の再審を申し立てた。再審事由とされたのは、ハバロフスク辺区経済裁判所事件に関する2010年4月27日最高経済裁判所幹部会判決であった。この幹部会判決は、幹部従業員への補償金支払いに関する労働契約の条項が法律行為たる法的性質を有すると判断しているので、株主総会でこれについて決議したのは適法であると被告会社は主張する。セヴェル・ザパド管区経済裁判所は、2010年7月28日にこの再審請求を認容し、補償金支払いに関する株主総会決議を無効とした自らの判決を取り消した。

この再審判決に対し、原告は監督審を申し立てた。2010年4月27日最高経済裁判所幹部会判決を根拠とした再審による自らの判決の取消しは不適法だというのが理由である。最高経済裁判所幹部会は、監督審申立ての理由を認め、監督審で異議申し立てされた2010年7月28日判決を取り消した。2011年2月8日の幹部会判決⁶⁴はその理由を次のように述べる。

2010年4月27日最高経済裁判所幹部会判決は、経済訴訟法33条の適用、管轄に関わる手続法上の問題（企業長と株主総会との間の紛争が経済裁判所の管轄に入るか）に対する法的立場を表明したものである。2010年7月28日のセヴェル・ザパド管区経済裁判所の再審判断が適用した実体法規範については、幹部会は判断をしていない。ここで、セヴェル・ザパド管区経済裁判所は手続法に関する解釈を誤って実体法に拡張している。また、2010年4月27日の幹部会判決には、自己の解釈が遡及効を持つことについて明確な言及はない。したがって、セヴェル・ザパド管区経済裁判所には自らの判決を再審する根拠はなかった。

しかし、チェルヌイシヨーフは、この判断を以下のように批判する。2010年4月27日最高経済

裁判所幹部会判決は、会社と企業長との間で労働契約解除の際に補償金を支払うという契約条項の適法性をめぐる紛争が経済裁判所の管轄に属するという結論を出す根拠として、この契約が当事者に利害関係ある法律行為であるということを示している。もし、企業長と会社との間の法律行為（解雇する際には補償金を支払うという約束）の法的性質について結論を出さなければ、管轄の問題を解決することはいうまでもなく不可能である。管轄をめぐる争いは、訴訟当事者間に存する紛争の実体法上の性質決定によって決まる。この点で、2010年4月27日最高経済裁判所幹部会判決が単に訴訟法上の問題を取扱い、企業長と会社との契約の実体法上の性質に触れていないという理由で再審を認めなかった2011年2月8日の幹部会判決は、おかしい。彼によれば、幹部会判決の書き方に問題がある。一定の問題に対する自己の法的立場に遡及効があることを明示することは簡単だからである。もし、争いの当事者の一方が企業長である場合であっても、利害関係ある法律行為の無効確認訴訟は経済裁判所の管轄下にあるという点だけに遡及効があるということを示す2010年4月27日の幹部会判決が明確に示していれば、本件で何が再審事由になるのかという問題は生じなかつたであろう。憲法裁判所は、再審の申立人が原審裁判所に直接その再審理を申し立てる可能性を奪われないことを確認している。最高経済裁判所の合議体裁判官たちではなく、再審を申し立てられた下級審裁判所が、幹部会・総会の決定・判決に遡及効を持つ解釈変更があったか否かを判断するのであれば、この問題が永久に発生し続けるのは明らかである。「2人の法律家がいれば3つの意見がある」と言われる通り、下級審の裁判官が自己の裁量で幹部会・総会の決定の文言を理解し、ある裁判官はそこに新たな解釈を見だし、別の裁判官はそう考えない、という事態が生じるからである。しかしながら、実務的観点からは、総会・幹部会が非の打ち所のない表現を示すことを期待することはほとんど不可能だろう、とチエルヌイシヨーフは嘆いている⁶⁵。

5. 最高経済裁判所総会決定と憲法裁判所判決との時間差に関わる解釈問題

解釈変更を理由とする再審を認めた最高経済裁判所総会2008年2月14日第14号決定5.1条の中には、再審事由となる解釈を出した総会・幹部会の決定の中で遡及効を与えたという明確な言及を要するという文言はない。そのような要件は、この決定によりロシア法に新たな制度が導入されてからおよそ2年後にはじめて憲法裁判所が設定したものである。それゆえ、各経済裁判所は、判決を下す際に次のような状況に陥った。つまり、2010年1月21日の憲法裁判所判決言渡し前に解釈変更に基づいて出された再審判決の適法性を憲法裁判所判決言渡し後に審理しなければならなくなったのである。それらの判決は、自己の解釈に遡及効があるかどうかについて全く明言していない。解釈変更を理由とする再審を最高経済裁判所幹部会が認めたときには、憲法裁判所は上記のような再審要件をまだ設定してはなかったのだから当然である。これを根拠に、各経済裁判所は、憲法裁判所判決前に出された最高経済裁判所幹部会判決は、必ずしもその判断に遡及効があることを明言していなくても再審要件を満たす、という判断をするようになった。例えば、2010年8月27日セヴェル・ザパド管区経済裁判所判決⁶⁶が一例である。

そのような立場の理論的根拠となるのが、憲法裁判所の判断そのものである。それによれば、法適用に関する解釈は、法律同様、遡及効を持つこともあり、持たないこともある。今回の自ら

の解釈に対し、憲法裁判所は遡及効を与えてはいないから、この憲法裁判所判決の前に出された最高経済裁判所幹部会判決には、遡及効に対する言及が欠けていても良いことになる。つまり、遡及効を明確には与えていない幹部会・総会の判決も再審事由となり得る。ただし、これと異なる立場を取る判決も存在する。例えば、2010年11月3日セヴェル・カフカーズ管区経済裁判所判決⁶⁷である。実務の対応がこの問題についても分かれていることが見て取れる。

ここで、チェルヌイシヨーフは、後者が理論的に正しい立場だと主張する。つまり、遡及効につき明示していない幹部会・総会の決定・判決は、この憲法裁判所判決が下される前のものであっても再審事由とはなり得ない。彼によれば、憲法裁判所の解釈は、法律ではなく、憲法裁判所判決は、当初から存在していた規範の憲法上の意味を明らかにするだけであり、規範にその意味を与えるものではない。憲法裁判所判決は、この合憲性の要件を設定したものではなく、自らの判決時においてすでに存在していた要件を明らかにしただけである。言い換えれば、最高経済裁判所総会決定17号に5.1条が挿入された瞬間から、この条文を各経済裁判所が解釈適用することができるのは、解釈に遡及効を与えるために、すなわち解釈変更を再審事由とするために、総会・幹部会の決定・判決の中でその解釈に遡及効を与えることを明示している場合だけであり、これと異なる法適用は違憲である、というのが彼の主張である^{68 69}。

6. 監督審との関係で憲法裁判所判決を無視する実務

前述のように、憲法裁判所は、監督審での異議申立ての可能性が失われていない場合にのみ解釈変更を理由とする再審ができるとする総会決定17号5.1条の規定を事実上違憲とし、最高経済裁判所に対し監督審への異議申立てができない事件についても、経済訴訟法312条の定める期限（再審事由が明らかになってから原則3ヶ月、正当な徒過事由がある場合でも6ヶ月）ならば再審申立てができる、とした。しかし、最高経済裁判所幹部会は、トムスク州経済裁判所の事件に関する2011年4月5日判決⁷⁰において、この憲法裁判所の解釈を無視している。セヴェル・ザバド管区経済裁判所判決を取り消す際に、幹部会は、こう述べている。本件では、最高経済裁判所に対し監督審の申立てをする可能性は失われているので、解釈変更を理由とする再審は不合法である、と。この判決は、経済訴訟法の改正がなされた後に下されているのに、その改正を無視しているという点でもおかしい。つまり、2010年12月23日改正法は、この幹部会判決が言うような「解釈変更・新解釈を理由とする再審請求に対して、監督手続の申立ての可能性が失われている場合には請求を認めない」といった制限を設けてはいない。経済裁判所は、現行法を無視した法実務を行っているとしてチェルヌイシヨーフは批判する⁷¹。

7. 民事法分野における解釈変更に基づく再審は例外か

前述のように、憲法裁判所は、民事関係で解釈変更が遡及効を持つのは、不特定多数の者または明らかに弱者である当事者を保護するという（性質上公的な）利益の要請がある例外的場合にに限られるとしている。このように、憲法裁判所によれば、解釈変更に遡及効が認められるのは非常に限定された場合だけである。ところが、チェルヌイシヨーフによると、最高経済裁判所の実務は、憲法裁判所が形成したこのような原則をあっさりとして無視しているという。憲法裁判所判決

は単に忘れられたかのようであり、最高経済裁判所幹部会は、「本判決に含まれる解釈原則は、類似の事件を審理する際に拘束力を持つ」という文言をほとんど全ての判決に入れている。裁判実務が、当該法律関係の特徴を無視して、特に民事法関係において解釈に遡及効を与え、不特定の範囲の人々や明らかに弱い立場にある民事法関係当事者の保護に関わらない解釈に遡及効を与えるのであれば、それは憲法違反になるだろうと彼は主張している⁷²。最高経済裁判所が再審に対して安易に門戸を広げており、憲法裁判所の統制に従っていないことがここから分かる。

8. 実務上の問題点の総括と制度の意義

チェルヌイシヨーフによれば、解釈変更に基づく再審制度は、違法に作成され、その後違法に修正され、そしてわずか2年ほど経って適法に立法化されたものに過ぎない。それ以降も、この制度は、相変わらず問題に満ち、矛盾しており、近い将来においても、何よりもまずその生みの親である最高経済裁判所自体の活動のせいで、実務で適用する際に新たな多くの問題を引き起こすだろうという。

他方で、彼は、解釈変更に基づく再審制度は、ロシアの実務にとって非常に有用だとする。ロシアの広大な国土にあっては、非常に効果的な方法によるのでなければ立ち向かうことのできない「興味深い」判決が満ちあふれているからである。将来的にそのような「興味深い」判決がなくなっていく可能性はあるが、それには非常に長い時間を要し、非常に数多くの民事取引当事者の権利を侵害するという代価を払わなければならない。多くの取引関係者が最高経済裁判所の活動に大きな希望を抱いている中で、最高経済裁判所は、実務の混乱とわが国の法体系の原則に対する侵害に十分対応できていない。そのため、経済裁判所総会決定で解釈変更に基づく再審制度を導入せざるを得なくなった。もし、憲法裁判所が、三権分立の観点からこの新制度の評価を控える、ということをしなかったならば、最高経済裁判所の決定は、事実上のみならず、実際に違憲となっていたことだろう。法的論理を措いてまで憲法裁判所がこのように「妥協」しなかったのは、ロシア法においてこの制度を維持させるためである。チェルヌイシヨーフは、このような言葉で論文をまとめている⁷³。

V 再審制度のさらなる活用の動き

1. ロシア最高経済裁判所長官イヴァノーフの提案

2011年4月8日ロシア最高経済裁判所長官イヴァノーフは、裁判所の年次会合において、再審理の期間が満了した場合であっても確定判決を再審理するため最高経済裁判所の権限を拡大する必要があると述べた⁷⁴。これは、本稿でこれまで検討してきた解釈変更を理由とする再審とは別に、さらに広く再審制度を活用して、確定判決の再審理（蒸し返し）を認める範囲を拡大しようとするものである。この会合において、イヴァノーフは次のような提案を行った⁷⁵。

新しい仕組みの導入を計画している。確定判決が法の解釈適用における統一に反しているときだけでなく、法を発展させるために確定判決を監督手続で再審理する権利を最高経済裁判所が持つよう経済訴訟法で定めたいと考えている。このアプローチは、最高経済裁判所の各機能と完全に一致しており、実

現した際には、最高経済裁判所の役割と法的地位の意義を規律した最近の経済訴訟法改正の論理的な延長となることだろう。再審理の期間が満了した場合であっても、確定判決を再審理する際の最高経済裁判所の権限を拡大する可能性について検討する必要がある。多くの会社が、さまざまな根拠に基づき数多くの訴えを提起し、裁判闘争をしていることはよく知られている。そこで下された判決や中間判決の多くに対し期限内に異議申し立てがされず、確定してしまうこともある。その結果、他の事件について適法で根拠のある判決が下されることが妨げられてしまう。最高経済裁判所は、監督手続で具体的事件を再審理する際に、当事者の一方の申立てに基づき、係争事件に関係のある別の事件についての確定判決を評価し、再審〔新たに発見された事情に基づく再審理〕手続の中でこの判決の再審理の可能性を指摘する権限を持つべきである。これは、監督手続の範囲内において下級審判決の既判力を克服する特別な手続である。

イヴァノフの発言の最後にあるように、彼は判決の既判力を克服する特別な手続を提言している。解釈変更に基づく再審も、判決の既判力を克服する1つの手段であり、両者は共通の目的を持つものである。ただ、イヴァノフは、法の解釈適用の統一性を図るためだけにではなく、「法を発展させるために」というきわめて抽象的な目的を実現するために、再審手続の利用を拡大しようとしている点が、これまで検討してきた解釈変更に基づく再審とは異なる点であろう。

2. イヴァノフ提案に対する賛否

最高経済裁判所も編集に関わっているロシアの法律雑誌「Закон」に掲載された「無期限の監督」というタイトルでなされた各種法律専門家に対するインタビュー記事を元に、確定判決の再審理拡大提案に対する賛否の根拠を検討してみよう。

(1) 賛成派

① 現実に誤った裁判が多い

まず、よく挙げられているのは、誤った裁判が実際に多いという理由である。

例えば、次のような指摘である。

「重大で許しがたい裁判の誤りは、ときおり起きている。しかし、現行法では、訴訟に参与した者や最高経済裁判所自身がこれを除去するために影響を与える可能性は、残念ながら著しく低い。したがって、判決再審理の可能性を少しばかり拡大するという提案および裁判の誤りを除去するためのあらゆる提案は肯定的に評価すべきである」⁷⁶。

以下のような実務からの指摘もある。

「この提案の目的は、1つの制度を作り、それを通じて、密接にかつ相互に関連する各事件に関する判決の『瑕疵』があるときには、違法な判決が、その監督手続の期限が徒過していても、係争の権利関係全体の真実を確定（下線、伊藤）するための客観的障害や裁判の機能不全の原因とならないようにすることである」⁷⁷。

現実に誤った判決が多いかどうかについて、留保する見解もある。それによれば、下級審の各経済裁判所で、権利や法益の保護に失敗するという事例が大規模に見られること、また、それら

の利益を最後の検証審である監督審で保護する可能性が存在しないこと、という少なくとも2つの状況が同時に存在することが証明されるような社会学的な研究は今のところないとしながらも、経済訴訟法の改正の流れから、確定判決に対する最高経済裁判所の影響力を拡大しようという方向を目指していることを根拠に、間接的にそれは確認される、とする見解もある。ただ、人権保障の面でロシアが統一的ヨーロッパ空間に入ることおよび法的安定性の面で欧州人権裁判所の法的立場を考慮する必要があることなどが理由となって、その方向への移行は、間接的に徐々に少しずつしか実現していない、という⁷⁸。うがった見方をすれば、欧州人権裁判所の存在が邪魔だと考えているのかもしれない。

基本的には最高経済裁判所の権限を強化するこの長官提案を支持しつつ、法的安定性の見地から一定の制約が必要だとする立場もある。それによれば、長官による「これらの先駆的な提案は、最高経済裁判所の権限の集中・拡大が継続していることを示している。再審対象事件の選択が可能な限り客観的であるのならば、これは肯定できる現象であると考え。いずれにせよ、たとえ、徒過した再審申立て期限を復活させるとしても、確定判決の再審期間は1年を超えるべきではない。民事取引の法的安定という原則を根本的に変更するようなことはすべきでない」⁷⁹。

下級審裁判官の質が低く、裁判制度全体に対する信頼が十分でない現状では、最高経済裁判所がそれを補うべく、誤った確定判決を再審理する機会を絶対に広げるべきだという意見もある。最高経済裁判所における事件の再審理が、下級審裁判官の先入観・偏見に対処するための唯一の方法である場合が多いからだという。他方で、この論者は、法的安定原則は、欧州人権裁判所の意見によっても独立した一個の価値であり、また、確定してから時間が経過し、当事者のみならず第三者もそれに従っている判決を再審理するのは、必ずしも正しくない、と述べる。そこで、制限的に再審理の幅を広げるという立場を主張する。それによれば、確定した下級審判決の再審理は、その判決により、別訴で正しい判決が下される可能性が著しく低くなる場合には、期限にかかわらず認めるべきであるが、ただし、その場合でも、異議申立て期間が徒過しているときには、執行の取消し（例えば、判決執行により取得したものの返還）の効果は生じるべきでない、という⁸⁰。

より具体的に、下級審裁判官の訴訟指揮、証拠認定の問題点を挙げて、長官提案に賛成する見解⁸¹もある。ある弁護士は、実務の実情について、次のように述べる。

「今回の提案は、非常に魅力的だ。当事者が重要でない訴訟で請求を認諾して、その結果、より訴額の多く成果も大きい後訴において、前訴の内容を利用することにより、有利な地位を手に入れるという事例があることはどの法律家も知っている。経済訴訟法170条4項によれば、請求の全部または一部を〔被告が〕認諾した場合には、裁判官は、判決理由において、裁判所がその認諾を確認したことを記載するだけでなく、提出された証拠を自己の裁量で評価し、事実関係を認定することができるからである⁸²。その評価は、一方的であることが多い。事案の複雑な関係を綿密に検討することなく（被告が準備手続段階で請求を認諾することさえある）、訴状や答弁書といった書面に基づいてなされるからである。明らかに違法な判決が一审で出たのに、それを別訴において審理の前提としなければならない場合もある⁸³。〔それを避けるために〕裁判官が、担当事件に関連する別訴について、別訴裁判所がその判決にお

いて認定している事実は実際には認定していない、ということを描きしなくてはならないことが多かった。例えば、「別訴判決の結論は実際のところ訴状の内容を短く繰り返したものに過ぎない」、とか「当該事実を描きしながら、それを考慮しなかった」等々の文言が見られる。

このような場合を想定して、たとえ確定した判決であっても再審理の範囲を広げるとする長官提案に論者は賛成するわけであるが、その仕組みが濫用されることにも警鐘を鳴らす。問題となるのは、拘束力・既判力と法的安定性というよりは、訴訟当事者による訴訟上の権利の濫用だという。提案された内容の修正を経済訴訟法に加えることは、誠実でない者、悪意者のための抜け穴を拡大する危険があると警告する。十分に争った当事者が確定判決をひっくり返すためにこの再審理制度を悪用することのないようにせよということである。

② 争う機会を放棄した者の保護

上記とは別の観点からの以下のような実務からの指摘がある。

実際、実務上、次のような事例は少なくない。第1審判決が出て、種々の理由により法定期間内に両当事者とも異議申立てをせずに確定した。この判決の認定した事実ないし事情に基づいて、別の裁判所が関連する事件について判決を下した。この後訴判決に当事者が不満であっても、その基礎となった前訴判決の再審理は期限徒過のためにできないので、後訴判決についても異議申立てができない。最高経済裁判所長官が提案したアプローチにより、そのような状況を最大限避けることができる。それにより、当事者および裁判所は、法定期限の徒過のため除去することができなかった以前の判決の誤りを除去する有効な手段を与えられる⁸⁴。

実際、複雑な事件においては、重要なことだと考えずに、当事者が判決に異議申し立てしないことは希ではない。しかし、紛争がさらに深まって、(時には数ヶ月後に)その当事者が誤っていたことが明らかになる。その当事者が異議申し立てしなかった判決は、その権利を保護するのに重要な別訴にとって害をもたらす既判力を持つ。実務上の理由によりその当事者が所定の期限までに異議申し立てしなかった判決の既判力により、本来は勝訴すべき当事者が自己の権利を守ることができなくなる。換言すれば、公正を実現する途に形式的・戦術的要素が立ちふさがることになる。根本的に正しい判決を下し、取引当事者の権利を全面的に守るために、そのような形式的・戦術的要素は無視すべきだと考える⁸⁵。

処分権主義または私的自治の原則からいうと、上訴期限内に上訴せず、判決が確定したのなら、それは当事者が選んだ結果であり、その確定判決を蒸し返す権限を当事者に与える必要は全くないはずである。それは、長官提案に賛成する論者も認める。「確定判決の再審理に厳格な期間制限を課さなければ、法的安定性が侵害され、民事取引の主体の地位およびその主体の参加する社会関係の性質の安定が保障されない」⁸⁶。しかし、法的安定性だけを重視するわけではない。

他方、最高経済裁判所がイニシアティブを取っている再審理という制度は、裁判を受ける権利、裁判

による保護を受ける権利をより効率的に実現する。確定判決の監督異議申立ては確定から3ヵ月以内で、裁判所が認定する一定の事由があれば、6ヶ月以内まで延長される。それを経過すると、裁判を受ける権利も異議を申し立てる権利も行使することはできない。しかし、自分の権利や利益が判決で侵害されたが、上記期間内にそのことを客観的に知らず、そのため自己の権利を守れなかった者はどうなるのか。〔これを放置すれば〕適法性の原則や公正な裁判といった現代の裁判制度の原則が侵害されてしまう。全ての期間が経過した後でも確定判決を再審理する権限を最高経済裁判所に与えれば、多くの矛盾を解決することができる⁸⁷。

自己の権利が侵害されたことを客観的に知らない場合を想定しているとは言え、当事者が有する私的自治とそれに伴う責任よりも、客観的真実を重視する姿勢をここに読み取ることは踏み込みすぎだろうか。

③ 既判力に関する独特の理解

既判力の理解を根拠に確定判決の再審理を正当化する以下のような立場もある。

再審に基づく監督審のさらなる拡大は全く正当である。しかし、下級審の確定した判決の既判力を否定することは、監督審でのものを含め、完全に根拠があるというわけではなく、下級審の活動を狭め、取引の安全を害する可能性がある。そこで、既判力と事実関係の法的評価とを区別する必要がある。ある事件の審理で認定された事実は、当事者を同じくする他の事件においては証明を要しない（経済訴訟法69条2項）。しかし、これは、後訴裁判所が異なった法的評価をすることを排除してはいない。既判力が及ぶのはもっぱら事実についてのみであり、法律関係には及ばない⁸⁸。

法的判断については既判力は及ばないとすると、事実認定を除き、確定した判決と異なる法的判断を持ち出して、いつでもその確定判決を再審理できる（蒸し返せる）ということになるのではないだろうか。法的安定性を著しく害する考え方であろう。

(2) 反対派

再審理拡大に対する反対派は、概ね、法的安定性を害することを理由としている。

モスクワ大学民事訴訟法講座の教授は、以下のように述べて、長官の提案に反対する。

ソ連時代の監督審は、よく知られているように「無期限」であった。1938年における監督審の中央集権化以来、確定判決に対する異議申立ては期限には関わりなく提起された。

ソ連時代に監督審の期限設定に反対する理由として主張されたのは、社会主義社会は、違法性に対するいかなる侵害とも、客観的真実を明らかにせず一方当事者の権利を侵害するいかなる判決とも妥協することはできない、というものであった。裁判が終了してから長い期間経過後に発見されたものであっても、裁判過誤は訂正されることを要する。遅くとも早くとも、とにかく公正が勝利しなければならないという考えであった。

これに対し、「期限付き」監督審の支持者たちは、確定判決の再審理に制限を設けないと、紛争の最終的な解決に対する市民の疑いを生ぜしめ、長い期間経過後に裁判所が自分を呼び出したり、判決を取消しまたは変更するというようなことはないということを当事者が信じられなくなることを指摘した。さらに、確定判決の安定性を強化し、ソビエトの市民と法人の権利および利益を保障する必要があることも指摘した。

この争いにおいては、期限設定反対派が勝利し、その状況は、2002年に民事訴訟法が制定されるまで続いた。

1992年の経済訴訟法で、経済訴訟においても期限が設定された。異議申立てができるのは、判決が確定してから1年とされた。

2011年に、監督審への異議申立てのために法定された期間を超えて〔確定〕判決を再審理し取り消すことが可能か、あるいは必要かという問題が再び提起された。これに対する賛成意見、反対意見は、社会主義時代についての上の記述と同じである。補足的に付け加えられるのは、法の支配、そこから派生する法的安定性の要請、また、もし判決が違法なら法の支配を達成することはできないという異論であろう。結局、「いかなる犠牲を払っても客観的真実に到達すること」と「判決、民事取引の安定性、権利の司法的保護の保障」との間で選択をしなければならない。

「〔確定した〕下級審判決の既判力の監督審における克服」に関してここで忘れてならないのは、確定した判決は、既判力を有するだけでなく、執行力等の効力を有するということである。確定判決のこれらの効力の運命は、1年後、3年後、10年後にはどうなるのか。おそらく、これらの効力も「克服」されるのであろう。結局、判決の本質や意義について語れることはおそらくもはやなくなってしまふ。

「審理されている事件に関連する別の事件に関する確定判決を評価し、その再審可能性を指摘する」ことが最高経済裁判所にできるかという問題も新しいものではない。これは、再審を、裁判の誤りを除去するためのもう一つの（「補充的な」、「予備の」）検証手続〔検証審〕に変えようとするものである。

再審は、裁判の誤りを除去するための制度ではない。裁判の誤りを発見し除去することは、検証手続〔検証審〕（控訴審、破棄審、監督審）の職権である。まさに、この点に、これらの審級の活動の特質があり、それにより、判決の検証手続〔検証審、控訴審、破棄審、監督審〕と判決の再審とを区別することができる。最高経済裁判所が提案しているアプローチは、民事訴訟の理解、権利の司法的保護についての理解を歪めるものである⁸⁹。

ソ連時代と現在のロシアにおける問題状況に強い関連があることを強調する説である。社会主義が崩壊した現在においても、ソ連型＝ロシア型の、西欧法とは異なる既判力＝法的安定性理解が残っていることを批判する立場である。市場経済においては、裁判で追求すべきなのは客観的真実ではなく、基本的には手続的真実で足りる。取引の安定が全ての大前提であり、確定判決の見直しを容易に許すわけにはいかない。しかし、論者の立場はロシアでは多数説とは言えないようである。

別の論者たちも、法的安定性に基づき、長官提案に反対する。

当初は勝訴の見込みがかなりあるような事件が、準備手続や口頭弁論でのプロにあるまじき弁護士の決定的なミスのために、勝てないという悔しい事態が発生している。そのような状況のクライアントが、破棄審や監督審の段階になってはじめて私の弁護士事務所を訪れるというケースはしばしばある。この不公正さを弁護士としては放っておかず、法の定めるあらゆる手段を使ってこの状況を修正したいと考える。

世界の裁判の歴史は、特にここ200年ほどは、主観的な公正と、期限、審級、法的安定性、取引の安全といった客観的な要素との間での絶えざる闘争であった。

法人や銀行が関連する複雑なプロジェクトにおいて、数十あるいは百を超える訴訟が提起されるということは珍しくない。そこで、いったん確定した判決が1つ取り消されただけで、他の多くの判決に大きく影響する。

2002年の経済訴訟法改正以来現在に至るまで、確定判決の安定性を阻害する過程が一貫して進行してきた。一連の憲法裁判所判決、最高経済裁判所幹部会の判決を見ると、ロシアにおいて判決に既判力があるなどといえる状況ではない。確定判決の再審理を許す原因や理由があまりにも多く、しかも不当に長い期間が経過した後に行われているからである。これは、再審理の事由の追加は絶対に許されないという意味ではない。しかし、極めて慎重に熟慮してそのようなメカニズムを作らなければならない。全ての訴訟関係者の利益および取引の安全、判決の蒸し返しのないことに対する社会の一般的利益を考えた上でなければならない。さもなければ、裁判の本質に反するものになってしまう。

確定判決の再審は、例外的なものでなければならない⁹⁰。

イヴァノフ長官が提案している追加的権限を最高経済裁判所に与えることは、非常に否定的な結果に繋がる可能性があると思われる。各経済裁判所が審理する紛争の各当事者は、自己の権利関係が安定し、予見できることについて利害関係を有する。現行法は、これらの原則を一定限度保障するものとなっている。紛争当事者が一定期間内に最高経済裁判所に対し監督手続での再審理申立をしなければ、原則として紛争には終止符が打たれる。もちろん、この一般原則に対しては例外がある。しかし、取引の安全のためにその例外は最大限可能な限り制限すべきである。

この提案は、どの確定判決も、別の事件に関する最高経済裁判所の「検証」を得るまでは、最終的に確定したと見ることができない、という事態に繋がりうる。この別の事件は、当該判決の言渡し時にはまだ存在もしていないということもあり得るのに、である⁹¹。

このように、十分予想されることではあるが、確定判決の再審理に対しては、現実に裁判の誤りが多いのだから、誤った判決を廃して正しい判決を下すべきだ、という賛成意見と、たとえ誤った判決であってもそれを是正する機会が十分与えられていた以上、法的安定性、取引の安全を重視する観点から、再審理を容易には認めるべきでないとする反対意見の双方が現在のロシアにおいて存在している。ここで検討の材料としたのは、この問題に関する発言のあくまでも一部であり、ここで引用した賛成、反対の論者の数がロシア全体の実態を反映している確証はない。

しかし、ロシアの裁判実務では、確定判決の再審理、つまり裁判の蒸し返しについては、日本で一般に考えられるのよりもはるかに敷居が低いことは確認できたように思う。

「ロシアでは、法的安定性原則は、裁判の誤りを修正する必要がないことの根拠としてしばしば挙げられるが、裁判の誤りを修正する必要がないという考えに同意することはできないだろう」⁹² という発想が根底にあると考えられる。

VI おわりに

以上、確定判決の再審理（裁判の蒸し返し）に関する最近のロシア事情について、実務の状況を含めて紹介し、若干の検討を行った。

最高経済裁判所の解釈変更を理由とする再審については、実務上さまざまな問題が山積している上に、最高経済裁判所の態度が不明確で立場も頻繁に変えるために、実務は混乱している。下級審からの実務の積みかさねが一定の重みを持ち、上からの統制が必ずしも機能しない局面も見られる。憲法裁判所は再審の範囲を限定しようとしたが、最高経済裁判所はこれを無視して、民事事件においても広く再審を認める傾向がある。この問題をめぐる憲法裁判所の判断には、最高経済裁判所を含む裁判実務は必ずしも従っておらず、憲法裁判所による統制もあまり効果を上げていない。

最高経済裁判所は、解釈変更の遡及効を広く認め、再審による確定判決の再審理（蒸し返し）も広く許容している。再審の範囲をさらに広げようという最高経済裁判所長官の提案には、実務からの賛同が少なくない。

このような状況が見て取れる。これは、日本を含む西欧型近代法体系における状況とはかなり異なっていると言えよう。ロシアにおいてはいかなる理由でこのような状況が生じているのか、またこの状況が変化していく可能性はどの程度あり、どのような理由によるのか、を解明していく作業がさらに必要になろう。なお、2014年のロシア連邦憲法改正により、最高経済裁判所は廃止され、最高裁判所に統合された。このことが、確定判決の再審理（蒸し返し）の問題にどのような影響を与えるか、さらに分析すべきであるが、本稿ではそこまで検討するには至らなかった⁹³

注

- (1) ここでいう「民事」は、狭義の民事訴訟だけではなく、ロシアの経済訴訟も含む概念として用いる。
- (2) 杉浦一孝「ロシアの監督審制度とヨーロッパ人権裁判所」『名古屋大學法政論集』256号（2014）1頁以下、杉浦一孝「ロシアにおける民事監督審制度と憲法裁判所」『名古屋大學法政論集』225号（2008）395頁以下、小森田秋夫「変貌するロシアの司法制度（その3）— 審級制度—」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』2012年8月号（第960号）47頁以下など。
- (3) 伊藤知義「ロシアにおける公正な裁判と欧州人権裁判所」『比較法研究』74号（2012）85頁以下。なお、この論文は民事訴訟法を主な材料として検討したものであるが、本稿で取り扱う経済訴訟法においても論点は基本的には同じである。

- (4) このタイトルのロシア語原語は、Производство по пересмотру судебных актов арбитражных судов であり、このпересмотр を再審理と訳している。
- (5) ここで再審と訳したロシア語の原語は、Производство по пересмотру вступивших в законную силу судебных актов по новым или вновь открывшимся обстоятельствам であり、直訳すると「新たな事情または新たに発見された事情に基づく確定判決の再審理手続」となる。
- (6) 3項5号を除く再審事由について311条は、以下のように定めている。

311条 新たな事情または新たに発見された事情に基づく裁判の再審理事由

1. 本章の規定に基づく判決再審理事由〔確定判決の再審事由〕となるのは、以下のものである。

- 一 新たに発見された事情...本条2項に定めるもので、判決言渡し時において存在する事情。
- 二 新たな事情...本条3項に定めるもので、判決言渡し後に発生したが、事案の正しい解決にとって重大な意味を持つ事情。

2. 新たに発見された事情となるのは、以下のものである。

- 一 事案にとって重要な事項で、申立人が知らず、または知ることができなかったもの。
- 二 証拠の偽造、明らかに虚偽である鑑定、明らかに虚偽である証言、明らかな誤訳で、当該事件に関する違法なまたは根拠のない判決言渡しに繋がり、かつ確定した刑事判決によって確認されたもの。
- 三 当事者その他の裁判に参加した者、その代理人の犯罪行為、裁判官の犯罪行為で、当該事件の審理の際に行われ、かつ確定した刑事判決によって確認されたもの。

3. 新たな事情となるのは、以下のものである。

- 一 経済裁判所、通常裁判所の判決またはその他の機関の決定で、当該事件の判決言渡しの原因となったものが取り消されたこと。
- 二 当該事件に関する違法または根拠のない判決言渡しに繋がった法律行為が経済裁判所、通常裁判所の確定判決により無効と確認されたこと。
- 三 申立人がロシア連邦憲法裁判所に異議申し立てした判決の言渡しに関連して、具体的事件で経済裁判所が適用した連邦法が憲法に反することがロシア連邦憲法裁判所判決で確認されたこと。
- 四 申立人が欧州人権裁判所に異議申し立てした判決の言渡しに関連して、経済裁判所による具体的事件の審理の際に、人権および基本的自由の保護に関する条約に対する違反があったことが欧州人権裁判所により確認されたこと。

- (7) ロシアの最高審裁判所の下す判決は、日本の最高裁の判例とは異なった位置づけを与えられているのであるが、ここではそれに深く立ち入らず、ここで掲げられている再審事由を新判例または判例変更と呼ぶことにする。また、ロシアの最高審裁判所の下す決定は、具体的事件に対する判断と言うよりは、実務上の特定のテーマについて最高裁が条文のような形で

指針を示すものである。これも日本の判例とは異なるものであるが、本稿では、この決定が新たに出され、または過去の決定を変更する場合を、広く新判例または判例変更の中に含めて論じる。

- (8) Вестник ВАС РФ №3, 2008, С. 54.
- (9) СЗ №6, 2010, С. 699.
- (10) Изменение или определение практики применения правовой нормы как основание для пересмотра вступивших в силу судебных актов, Григорий Чернышов, «Закон» №11, 2011 С.59-76. チェルヌイシヨーフは、White & Case 法律事務所のパートナーである。
- (11) Чернышов, Указ. соч. С.61.
- (12) Там же.
- (13) Чернышов, Указ. соч. С.72.
- (14) Там же.
- (15) < http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_48643/ >
- (16) < <http://www.rg.ru/2008/11/28/ks-opredelenie-dok.html> >
- (17) 実際、この判断に基づき、2011年2月7日付ヴォルゴ・ヴァツキ管区裁判所判決は、納税者の地位を不利にする場合には解釈変更による再審は不適法であると認定している<<http://base.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc;base=AVV;n=42410>>
- (18) 2007年2月5日憲法裁判所判決<<http://www.rg.ru/2007/02/14/ks-verdikt-dok.html>>
- (19) ソ連時代の裁判における客観的真實主義については、伊藤知義「社会主義ソ連時代における民事裁判のあり方…客観的真實主義と裁判所積極主義…」『シャリーアとロシア帝国——近代中央ユーラシアの法と社会』堀川徹、磯貝健一、大江泰一郎編、臨川書店（2014年4月）230頁以下参照。
- (20) Чернышов, Указ. соч. С.62.
- (21) Чернышов, Указ. соч. С.60.
- (22) Чернышов, Указ. соч. С.62-63.
- (23) < <http://base.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc;base=AVV;n=38902> >
- (24) Чернышов, Указ. соч. С.60-61.
- (25) <<http://15aas.arbitr.ru/cases/cdoc?docnd=838665353>>
- (26) Чернышов, Указ. соч. С.62.
- (27) Чернышов, Указ. соч. С.64.
- (28) <http://верховный-суд.рф/VAS/POST_PRES/01121200DA915FF1B569F1F5B1A29B37.pdf>
- (29) Там же.
- (30) <http://www.arbitr.ru/bras.net/f.aspx?id_casedoc=1_1_6c11c5fb-d696-4eea-9982-5c6b4292744e>
- (31) <<http://base.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc;base=AMS;n=138840>>
- (32) <<http://www.lawmix.ru/fas-msk/1985/>>
- (33) Чернышов, Указ. соч. С.65.

- (34) <<http://base.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc;base=AMS;n=138114> >
- (35) <<http://base.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc;base=ARB;n=152380> >
- (36) Там же.
- (37) <<http://www.yuristyonline.ru/index.php?topic=8108.0>>
- (38) < http://www.consultant.ru/document/cons_doc_ARB_186160/ >
- (39) Чернышов, Указ. соч. С.65.
- (40) <<http://base.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc;base=AMS;n=140535>>
- (41) <http://www.arbitr.ru/bras.net/f.aspx?id_casedoc=1_1_934d72c1-c69c-4bd5-a5ae-7ce42a237717>
- (42) <http://www.arbitr.ru/bras.net/f.aspx?id_casedoc=1_1_90ac89a5-a4ec-4474-b66e-f3056620d1ba>
- (43) Чернышов, Указ. соч. С.66.
- (44) <<http://base.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc;base=APV;n=91805>>
- (45) <http://www.arbitr.ru/bras.net/f.aspx?id_casedoc=1_1_1f5f073c-87b1-40c8-82e72e5e620ebd3d>
- (46) Чернышов, Указ. соч. С.66.
- (47) Там же.
- (48) Там же.
- (49) < http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_101193/>
- (50) Чернышов, Указ. соч. С.67.
- (51) < <http://docs.pravo.ru/document/view/17041086/14547720/>>
- (52) <<http://open.lexpro.ru/document/7512777#11>>
- (53) Чернышов, Указ. соч. С.67.
- (54) <<http://www.eg-online.ru/document/adjudication/139946/> >
- (55) Чернышов, Указ. соч. С.74.
- (56) Там же.
- (57) <<http://base.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc;base=MARB;n=160233;fld=134;dst=4294967295;rnd=0.26968777319416404>>
- (58) <<http://base.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc;base=ARB;n=168363;fld=134;dst=49294967295;rnd=0.22269567637704313>>
- (59) <<http://base.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc;base=ARB;n=170132>>
- (60) <<http://base.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc;base=MARB;n=209524;fld=134;dst=4294967295;rnd=0.9017078801989555>>
- (61) Чернышов, Указ. соч. С.63-64.
- (62) <<http://www.alppp.ru/court/fas-severo-zapadnogo-okruga/07-2010/postanovlenie-fas-severo-zapadnogo-okruga-ot-28-07-2010-po-delu-a56-417212007-sud-pervoj.html>>
- (63) <<http://base.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc;base=ARB;n=151004>>
- (64) 前掲注38参照。

- (65) Чернышов, Указ. соч. С.68-69.
- (66) <<http://base.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc;base=ASZ;n=113368>>
- (67) <<http://base.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc;base=ASK;n=65664>>
- (68) Чернышов, Указ. соч. С.70-71.
- (69) なお、条件付き合憲判決とは異なるが、違憲判決の遡及効については、周知のごとく、日本でも、非嫡出子の相続分を嫡出子の半分とした民法の規定を違憲とした平成25年9月4日の最高裁判決においても問題となっている。
- (70) <http://www.arbitr.ru/bras.net/f.aspx?id_casedoc=1_1_9f9104ef-9335-48e9-b8f7-299f09bcf3d1>
- (71) Чернышов, Указ. соч. С.71.
- (72) Чернышов, Указ. соч. С.62, 76.
- (73) Чернышов, Указ. соч. С.76.
- (74) <<http://www.arbitr.ru/press-centr/news/speeches/34406.html>>
- (75) 本稿では詳細な検討を省くが、再審制度の利用拡大と並んで、イヴァーノフは、もうひとつ以下のような、裁判統制との関係で重要な意味を持つ提案を行っている。「法的安定性、司法制度の安定を今後もわれわれは守り続けなければならない。経済裁判所にとってこれまで同様決定的に重要なのは、裁判の先例性を強化する方向に進むことである。そのための次の一步となるのは、裁判照会手続の導入である。この案が実現すれば、裁判所の誤りを事後的に修正するだけでなく、これを予防するという方向に大きく進むことになる。これは、法適用実務での統一性の欠如に対応するための補足的な仕組みとなる。具体的事件を下級審が審理する際に、最高経済裁判所に対して照会できる制度を経済訴訟法に入れば、法規の解釈適用に不一致が見られる場合に最高経済裁判所の法的立場を考慮することが可能になる」。もちろん、この提案は、裁判所、裁判官の独立に反する危険性がある。
- (76) Александр Боннер, «Закон» №5, 2011, С. 23. Боннер は、モスクワ弁護士会資格委員会メンバー、ロシア連邦功労科学者、法学博士、教授である。
- (77) Александр Хренов, «Закон» №5, 2011, С.28. Хренов は、パートナー弁護士である。
- (78) Малхаз Пацация, «Закон» №5, 2011, С.24. Пацация は、ロシア法律アカデミー民事・経済・行政手続部指導研究員、法学準博士である。
- (79) Хренов, Указ. соч. С.29.
- (80) Георгий Осипов, «Закон» №5, 2011, С.30. Осипов は、法律事務所の裁判実務担当、私法学修士である。
- (81) Максим Сикачѐв, «Закон» №5, 2011, С.31. Сикачѐв は、法律事務所所長である。
- (82) ただし、経済訴訟法170条4項の第3段では、「被告が請求を認諾した場合には、判決理由には、被告による請求認諾と裁判所によるその確認のみを記載することができる」とあるので、本文での論者の記述とは整合性を欠く。この条文を無視した実務が行われているということかもしれない。
- (83) 経済訴訟法69条2項 別訴に関する経済裁判所の確定判決が認定した事実、当事者が同一の別の事件を経済裁判所が審理する際には証明を要しない。

- (84) Сергей Ковалев, «Закон» №5, 2011, С. 28. Ковалев は、パートナー弁護士、ヨーロッパ仲裁協会仲裁人、民族友好大学民法労働法講座准教授、法学準博士である。
- (85) Григорий Чернышов, «Закон» №5, 2011, С.29.
- (86) Ковалев, Указ. соч. С. 27.
- (87) Там же, С. 28.
- (88) Павел Крашенинников, «Закон» №5, 2011, С.25. Крашенинников は、ロシア連邦下院民事・刑事・経済および手続立法委員会委員長、法学博士である。
- (89) Елена Борисова, «Закон» №5, 2011, С.21-23. Борисова は、モスクワ大学民事訴訟法講座教授、法学博士である。
- (90) Юрий Тай, «Закон» №5, 2011, С.26-27. Тай は、パートナー弁護士、法学準博士である。
- (91) Михаил Иванов, «Закон» №5, 2011, С.30. Иванов は、パートナー弁護士、法学準博士である。
- (92) Боннер, Указ. соч. С.23.
- (93) 本稿は、科学研究費基盤研究(A)「中国、ベトナム、ロシアおよび中央アジア諸国の裁判統制制度に関する比較総合研究」課題番号22243002（2010-2013）による研究成果の一部である。